

事務事業名	歴史的街並み・景観ガイドライン作成事業	担当部局	都市建設部
基本目標	第3章 美しいゆとりある快適環境と景観づくり(環境・都市基盤)	担当課名	都市計画課
施策体系	1人と自然が融合する地域づくり(環境保全)	担当係名	計画係
施策	・親水・親緑空間の整備		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	平成18年度から5ヵ年で導入するまちづくり交付金事業の遂行にあたり、駅北地区の歴史的街並み及び景観に配慮したまちづくりを計画的に進めるため、「歴史的街並み・景観ガイドライン」を作成し円滑な事業の推進を図る。		
事業の期間(開始/終了)	平成19年 4月 / 平成21年 3月		
根拠法令、条例、規則など			
事業が対象としている人(モノ)	ガイドライン作成委託(調査・委託)		
主な活動予定内容	景観ガイドライン作成に係る調査及び懇談会等の開催		
	景観ガイドライン作成委託		

2. 事業の評価

必要性: 3
緊急性: 3
妥当性: 5
適切性: 2
市民への影響度: 4

項目	説明
必要性	3 市民ニーズは確認していないが、一般的にはニーズが高いと思われる
	地域住民と将来ビジョンを共有するためにも必要である。
緊急性	3 どちらとも言えない(予測できない)
	事業遂行にあたっては住民の合意形成が不可欠であり、将来の都市計画にも景観形成が重要な課題となるため、まちづくり交付金を導入して整備するものである。
妥当性	5 役割分担を考えたが、行政以外には実施できない事業であると判断した
	本市の都市計画にかかわるものであり、行政以外対応できない。
適切性	2 代替案は検討していないが、概ね適切な事業(方法)と思われる
	まちづくり交付金事業を導入し、景観に配慮したまちづくりを計画的に進めたい。
市民への影響度	4 市民の広い範囲に対して便益が提供される事業である
	歴史的建造物・街並み・景観を保全・活用していくことにより、魅力あるまちづくりが推進できる。
貢献度	4 「施策の効果が高まる」、もしくは「施策の効率化を図れる」のいずれかを期待できる
	「歴史的街並み・景観ガイドライン」を作成することにより、歴史的街並み及び景観に配慮したまちづくりを計画的に進めることができる。

3. 事業の方向性

所管課長評価	
平成19年度からガイドライン作成にあたり、18年度に補助要望をする。	
政策推進面からの評価(企画)	
この事業は、「まちづくり交付金事業」に伴うもので、推進しなければ成らないものと認識します。よって、以前に策定された計画書(歴史的街並みや景観づくり)との整合性を取りながら進めるべきである。また、ガイドラインに法的実効性がなければ、策定意義が無いので、ガイドライン策定に関して景観法等の法的根拠をもって策定されたい。	
財政面からの評価(財政)	
ガイドラインは、実効性の伴うものとするため、地域住民とのコンセンサスが不可欠であり、住民自らが取組むメニューにすること、後に市補助金を支出するようなメニューは設けないこと。	
決定権者判断	
予定通り要求	まちづくり交付金事業により計画通り要求する。